

優良木造建築物等整備推進事業

令和5年度当初予算：

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。

補助事業の概要

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)

※補助額の上限は合計3億円

● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
(共同住宅等：4階以上、非住宅：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの
(劇場、集会場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設等、学校、美術館、図書館、
百貨店、展示場、物販店舗、事務所 等)
- ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

【補助対象のイメージ】



中層の木造建築物（事務所）のイメージ